

## 専属薬剤師設置免除許可にかかる審査基準

(平成 28 年 12 月 8 日 保健所長決裁)

- 1 以下のケース 1 から 4 のいずれかに該当する医療機関については、医療法第 18 条ただし書の規定に基づき専属薬剤師設置免除を許可（以下「免除許可」という。）することができるものとする。この場合、免除許可の有効期間は、1 年間とする。

なお、一日平均取扱い処方せん枚数は、外来患者に対する院内処方せんの直近 6 か月の期間における実績に基づいて算出するものとする。

<p>【ケース 1】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 標榜する診療科目を問わず、院内における一日平均取扱い処方せん枚数が 20 枚を下回る</li></ul>
<p>【ケース 2】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 専ら健診専門又は眼科専門（無床診療所に限る）の医療機関である</li></ul>
<p>【ケース 3】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 院内における一日平均取扱い処方せん枚数が 40 枚を下回る</li><li>・ 標榜する診療科目が単科で、かつ、耳鼻咽喉科、整形外科又は眼科である</li></ul>
<p>【ケース 4】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 院内における一日平均取扱い処方せん枚数が 40 枚を下回る</li><li>・ 診療時間の過半を超える時間中、非常勤薬剤師を置き薬剤管理体制がとられている</li></ul>

- 2 上記 1 にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合については、免除許可を行わないものとする。

- (1) 毒薬、麻薬、第一種向精神薬及び第二種向精神薬（以下「毒薬等」という。）のいずれかを保有又は保有する可能性がある。（ただし、無床診療所で、上記ケース 4 に該当する場合を除く。）
- (2) 計数調剤以外の調剤行為が行われる可能性がある。（混合、混和、希釈、半切、錠剤粉碎、一包化調剤の行為）

### 附 則

この審査基準は、平成 28 年 12 月 8 日から実施する。